

岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバ保守細則

(趣旨)

第1条 本細則は、岐阜情報スーパーハイウェイ（以下「スーパーハイウェイ」という。）光ファイバ利用規約第19条第3項の規定に基づき、利用者と県が共用する光ファイバの保守に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 監視

光ファイバに断線、不通などが無く、正常な通信状態にあることを確認することをいう

(2) 点検

情報ボックス、光ファイバケーブル、ハンドホール、クロージャなどが物理的に正常な状態にあることを確認することをいう

(3) 保守

第1号、第2号の監視及び点検等を適切に実施することにより、正常な通信状態や、物理的に正常な状態にあることを維持することをいう

(4) 利用者設備

県光ファイバの利用のため、利用者が設ける引出用ケーブル、クロージャ等をいう

(5) 利用承認光ファイバ

県が利用者に利用を承認した光ファイバ

(6) スーパーハイウェイ光ファイバケーブル

利用承認光ファイバを含む県が敷設した多芯の光ファイバケーブルをいう

(保守区分)

第3条 保守区分は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 利用者設備の保守 利用者

(2) 利用承認光ファイバの監視 利用者

(3) (1)および(2)に係るもの以外の保守 県または他の利用者

(注意義務)

第4条 県および利用者は、スーパーハイウェイ光ファイバケーブルが重要な通信設備であることにかんがみ、その保守には細心の注意を払わなければならない。

(関係法令等の遵守)

第5条 県および利用者は、保守の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

(利用者設備の明示)

第6条 利用者は、利用者設備に管理者名、設置年、芯線数等を明示するものとする。

(工事の施工)

第7条 県は、県の施工する工事により、利用承認ファイバに影響を及ぼす恐れがあるときは、必要に応じ利用者に対し立会を求め、予め協議を行わなければならない。なお、災害復旧等緊急の工事を施工しようとするときは、利用者に通知することにより、工事を施工できるものとする。

2 利用者は、工事の施工にあたっては、他の利用者及び県の指定する者に立会を求め、予め協議を行わなければならない。

(点検及び通報の義務)

第8条 県および利用者は、第3条に定める保守区分に基づき、必要に応じて点検等を行い、常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。また、点検等にあたっては、県及び利用者がそれぞれの保守区分に基づき行うものとする。

2 県及び利用者は、点検または工事等の際に異常を発見した場合は、直ちに関係者に通報するとともに、必要に応じ応急的な措置を講じなければならない。

(スーパーハイウェイ光ファイバケーブルの切断事故等への対応)

第9条 県は、スーパーハイウェイ光ファイバケーブルが切断されたときは、利用者と復旧方法について協議を行い、機能を回復するための措置を講じなければならない。

2 スーパーハイウェイ光ファイバケーブル以外の設備については、第3条に定める保守区分に基づき、県及び利用者が機能を回復するための措置を講ずるものとする。

3 県および利用者は、スーパーハイウェイ光ファイバケーブルの切断事故等に速やかに対応するため即応体制を整えるとともに、復旧方法について調整を行うものとする。

(費用の負担)

第10条 保守に要する費用は、第3条に定める保守区分に基づき、県及び利用者がそれぞれ負担する。

(損害又は紛争の処理)

第11条 第三者に損害を与え、または第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者において解決しなければならない。

(その他)

第12条 この保守細則に定めのない事項もしくは疑義を生じた事項については、その都度県と利用者が協議するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この保守細則は、平成15年2月24日から施行する。